

大阪高裁 抗告審の経過 大飯原発3・4号運転差し止め仮処分裁判

5月9日 14時 決定（判決）

- ・ 集合：13:50 大阪地裁正面玄関前
- ・ 14:15：旗出し
- ・ 15:00 頃：司法クラブで会見
- ・ 報告集会：15:40～17:00 大阪弁護士会館 10階 1002号室

原告（抗告人）253名 相手方：関西電力

原告内訳：福井2名／ 滋賀15名／ 京都63名／ 大阪119名／ 兵庫36名／
奈良11名／ 和歌山6名／ 岐阜1名

| 日付 | 内容など |
|-------------|--|
| 2013. 4月16日 | 一審（大阪地裁）不当判決 |
| 4月26日 | 大阪高裁に即時抗告 原告（抗告人）253名 |
| 5月10日 | 即時抗告理由書提出 |
| 7月12日 | 【第1回審尋】7月8日に施行された新基準に適合してないことを主張 |
| 8月30日 | 【第2回】地震動評価の不確かさ問題を新たに主張 |
| 10月30日 | 【第3回】武村式で評価すれば4倍以上の地震動評価。 裁判長は「国の評価が出てから決定を出すことも・・・」 |
| 12月6日 | 【第4回】武村式で評価すれば4.7倍以上の地震動評価。 裁判長は「保全の必要性を主張してほしい」 |
| 2014. 2月6日 | 【第5回】裁判長交代（1月に定年退官） 重大事故対策の問題を具体的に示す（基準27条2項違反等）。台場浜の活断層は敷地近傍で安全評価必要。 規制委員会の審議内容をチェックし、審査内容の問題点・早期に判断を下そうとしていることを主張。 反論なしと言ってきた関電が「反論に2ヶ月かかる」と引き延ばしを図るが、3月20日結審が決まる |
| 3月20日 | 【第6回】川内原発の優先審査が決まる中、原告は規制委員会の川内原発地震動でも武村式の半分等を主張。 裁判長「できるだけ速やかに決定を出す」 |
| 3月31日 | 審理終結 原告最終書面提出 |
| 5月9日 | 14時 決定 集合：13:50 大阪地裁正面玄関前 ・ 14:15：旗出し ・ 15:00 頃：司法クラブで会見 ・ 報告集会：15:40～17:00 大阪弁護士会館 10階 1002号室 |